

## 大阪エコ農産物認証事業実施要綱

### (目的)

- 第1 より安心のできる農産物を求める府民の声に応えるとともに、大阪エコ農業推進基本方針（平成13年3月27日策定）に定める環境保全に配慮した農業「大阪エコ農業」に取り組む農業者の支援を行うため、知事が、大阪府内で生産される農産物を、「大阪エコ農産物」（以下「エコ農産物」という）として認証することについて、必要な事項を定める。

### (定義)

- 第2 エコ農産物とは、次の（1）から（3）をすべて満たす農産物をいう。
- （1）農薬（有機農産物の日本農林規格において使用可能な農薬を除く。以下同じ）、化学肥料（肥料のうち化学合成されたものをいう。以下同じ）について、知事が別に定める栽培基準の上限延べ成分回数、上限使用量を超えないで栽培され、第7の確認を受けていること
  - （2）遺伝子組み換え技術により育成された種子及び種苗を使用していないこと
  - （3）第6による生産計画の認証を受けていること
- 2 栽培責任者とは、ほ場における栽培管理に責任を負う者をいう。
- 3 大阪府認証エコ農産物自己点検シートとは、農業者が環境保全や消費者の信頼確保に向けて最低限取り組むべき事項として、知事が別に定めるものをいう。

### (対象農産物)

- 第3 認証の対象は、本府内で生産される農産物のうち、別に定める栽培基準を設定している農産物とする。

### (認証マーク)

- 第4 エコ農産物については、原則として別に定める認証マークの表示方法に従って表示し、出荷・販売するものとする。
- 2 認証マークの形態及び使用方法は別に定める。
  - 3 認証マークは、管理台帳等を整備し、適正に保管・管理しなければならない。

### (推進機関)

- 第5 知事は、大阪エコ農産物認証事業（以下「認証事業」という）の円滑な運営と普及推進に資するため、大阪府エコ農業推進委員会（以下「委員会」という）を設置し、必要な事項について意見聴取を行う。

- 2 認証事業に取り組むにあたっては、市町村または農業者により構成される団体は、府農と緑の総合事務所を構成員に加え、別に定めるところにより協議会を設置する。府農と緑の総合事務所は、エコ農産物の生産に関する技術指導及び協議会の運営支援を行う。

(生産計画の認証)

- 第6 エコ農産物を生産しようとする栽培責任者は、別に定めるところにより、協議会を通じて、知事に生産計画の認証と認証マークの使用について申請する。
  - 2 知事は審査を行い、協議会を通じて栽培責任者に審査の結果を通知する。

(生産状況確認・認証マーク使用)

- 第7 協議会は、エコ農産物の出荷前に生産状況の確認を実施し、エコ農産物の栽培基準内であるか確認の上、その結果を栽培責任者に通知する。
  - 2 栽培責任者は、前項の確認の結果、適正であると認められた場合は認証マークを使用することができる。

(現地調査)

- 第8 知事は、エコ農産物の生産・販売状況を把握するため、必要に応じて栽培ほ場、関係者の事務所等を調査する。

(実績報告)

- 第9 栽培責任者は、別に定めるところにより、栽培実績等を協議会を通じて知事に報告する。

(認証計画の変更)

- 第10 栽培責任者は、エコ農産物の生産計画を変更するときは、協議会を通じて知事に届け出なければならない。

(認証計画の中止)

- 第11 栽培責任者は、エコ農産物の栽培を中止するときは、協議会を通じて知事に届け出なければならない。

(認証の取消)

- 第12 不正な行為を認めたとき、知事は認証を取り消す等の適切な措置を講ずることができる。

- 2 知事が前項の措置を行った時は、故意・悪質でないと認められる場合を除き、その後3年間認証を受けることができない。

(栽培責任者の責務)

第13 栽培責任者は次の責務を負うものとする。

- (1) 栽培責任者は、エコ農産物の栽培、出荷、販売等に関する情報を消費者、流通関係者に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めること
- (2) 府、市町村、農業協同組合等の行う農薬安全使用に関する研修を定期的に受けるなど、農薬適正使用についての知識の習得、技術の向上に努めること
- (3) 第8の規定による現地調査に協力すること
- (4) 第12の規定による取消に伴って損失が生じた場合の責を負うこと
- (5) 認証事業について定められている事項及び関連法規を尊重し、遵守すること
- (6) 大阪府認証エコ農産物自己点検シートにより、自らの農業経営の向上や農産物の品質向上に取り組むこと

(情報の公開)

第14 知事、協議会、及び栽培責任者は、消費者等から認証審査に係る情報等に関する照会があった場合は、公開するものとする。

- 2 知事が公開する情報は原則として、栽培責任者の氏名や申請品目等とする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成13年12月10日から施行する

この要綱は平成14年12月9日から施行する。

この要綱は平成15年11月19日から施行する。

この要綱は平成16年6月14日から施行する。

この要綱は平成16年10月15日から施行する。

この要綱は平成17年5月18日から施行する。

この要綱は平成24年2月1日から施行する。

この要綱は平成25年2月28日から施行する。

この要綱は平成28年11月17日から施行する。

この要綱は平成29年12月19日から施行する。

この要綱は平成30年12月3日から施行する。

## 大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則

### (目的)

第1 この運用細則は、大阪エコ農産物認証事業実施要綱による認証事業の円滑な運営や大阪エコ農産物が適正な表示により消費者に提供されるために必要な事項を定める。

### (定義)

第2 要綱第2(1)の規定による栽培基準は、別記Ⅰのとおりとする。

### (認証区分)

第3 要綱第6の規定による生産計画について、別記Ⅰの栽培基準を満たす場合は、「農薬・化学肥料5割減」として認証する。

ただし、上記のうち農薬使用延べ成分回数、チッソ成分の化学肥料使用量ともに0の場合は「農薬・化学肥料(チッソ)不使用」、農薬使用延べ成分回数、化学肥料使用量ともに0の場合は「農薬・化学肥料不使用」として認証する。

### (認証マーク)

第4 要綱第4の1における認証マークは、原則として、エコ農産物を出荷するための容器、包装物又はエコ農産物に表示しなければならない。

認証マークの表示にあたっては、栽培責任者名及び連絡先をあわせて表示しなければならない。なお、集団にあつては集団名もあわせて表示しなければならない。

2 要綱第4の2の規定による認証マークは、別記Ⅱのとおりとする。

3 栽培責任者、協議会及び協議会の構成員、構成機関がエコ農産物の周知を図るために作成する印刷物、看板等に認証マークを使用することができる。ただし、印刷物、看板等の内容について、速やかに知事に報告するものとする。

なお、上記以外の者が認証マークを使用しようとするときは、印刷物、看板等の内容について、事前に知事と協議するものとする。

### (協議会)

第5 要綱第5の2の規定による協議会の設置に必要な事項は以下のとおりとし、協議会を新たに設置する、もしくは以下の事項を変更するときは、知事に届け出ること。

#### (1) 名称

- (2) 組織の構成員  
府農と緑の総合事務所・市町村・農業協同組合・学識経験者・農業者・消費者等、各地区の実情に応じた構成とする。  
(本認証制度の透明性を確保し、円滑に運営するため、消費者等、農業関係以外の者を構成員に加える事が望ましい。)
- (3) 事務局及びその所在地

2 協議会の活動内容は、以下のとおりとする。

- (1) 生産計画、実績報告の内容確認・受付
- (2) 生産計画の変更及び中止届の内容確認・受付
- (3) エコ農産物を栽培する者及び栽培しようとする者に対する、農薬適正使用等の技術指導及び支援

(4) 生産状況確認の実施

- ア 生産記録及び栽培期間中の栽培は場の確認
- イ 生産計画及び出荷販売計画の確認
- ウ 出荷状況・販売状況
- エ 大阪府認証エコ農産物自己点検シートの取組状況の確認

- (5) エコ農産物の信頼性・適正な生産を確保するために必要な確認
- (6) その他認証事業の運営に必要な事項

(生産計画の認証申請)

第6 要綱第6の1の規定による認証申請を行うことができる者は、販売を前提として農産物の生産を行なう者で、次のいずれかとする。

- (1) 本府に居住する農業者
- (2) 本府に事務所を有する農地所有適格法人及び利用権等設定により農地を借りて農業を営む法人
- (3) (1) で組織する集団
- (4) その他知事の認める者

2 要綱第6の1の規定による認証申請は、以下のとおりとする。

- (1) 認証申請の様式は様式第1号とする。
- (2) 認証申請にあたっては、別記Iの栽培基準にある作物・作型ごとに、様式に記入する。なお、同一の作物・作型であっても栽培方法が異なるときは、栽培方法ごとに記入する。

- (3) 認証申請は、原則、エコ農産物を栽培しようとする者の住所地の協議会を通じて行うものとする。ただし、栽培、出荷の実態が住所地以外にある場合はこの限りではない。
- (4) 協議会は、申請書の内容を確認の上、様式第5号に定める申請一覧表を添付し、知事に提出するものとする。

3 認証申請を行うことができる栽培面積は、次の基準をすべて満たさなければならない。

- (1) 1申請あたり1a以上
- (2) 1筆又は1区画あたり1a以上

4 認証申請の受付時期は、以下のとおりとする。

- (1) 協議会から知事への提出時期  
1月申請 1月4日～1月31日      7月申請 7月1日～7月31日
- (2) 協議会は、栽培責任者から協議会への提出期限を知事への提出期限に先立って設定し、周知するものとする。

(現地調査)

第7 要綱第8の規定による現地調査の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 農薬、肥料等の使用状況
- (2) 農薬、肥料等の購買状況
- (3) 生産記録、栽培ほ場の状況
- (4) 大阪府認証エコ農産物自己点検シートの取組状況
- (5) 出荷状況・販売状況
- (6) 残留農薬検査
- (7) その他エコ農産物の信頼性・適正な生産を確認するために必要と思われる検査・調査

(実績報告)

第8 要綱第9の規定による様式は様式第2号とし、協議会は内容を確認の上、様式第5号を添付して提出する。

- 2 知事への報告期限は、1月申請分は翌年6月末、7月申請分は翌年12月末とし、その時点で栽培が終了していないものについては、終了後速やかに提出することとする。

- 3 特段の理由なく上記の提出の求めに応じない栽培責任者については報告期限以降3年間、当該栽培責任者から生産計画の認証申請を受け付けないこととする。

(認証計画の変更)

第9 要綱第10の規定による様式は様式第3号とする。

- 2 栽培責任者は、変更の事情が発生した時点で、協議会を通じて知事に速やかに変更を届け出るものとする。
- 3 協議会は、実績報告とあわせて知事に変更届出書を提出するものとする。

(認証計画の中止)

第10 要綱第11の規定による様式は様式第4号とする。

- 2 栽培責任者は、中止の事情が発生した時点で、協議会を通じて知事に速やかに中止を届け出るものとする。
- 3 協議会は、実績報告とあわせて知事に中止届出書を提出するものとする。

(認証の取消)

第11 要綱第12の1に規定する不正な行為とは、次の場合をいう。

- (1) 要綱の規定に違反したとき
- (2) 農薬取締法、及び食品衛生法に違反したとき
- (3) 虚偽の報告を行ったとき
- (4) 現地調査、栽培状況の確認、又は報告の求めに応じないとき
- (5) 認証マークを不正に使用したとき
- (6) その他知事・協議会が不正な事実と特に認めたとき

- 2 認証の取消等の措置を講ずる場合は、理由を明記し、協議会を経由し栽培責任者等に通知する。
- 3 協議会において不正な行為を確認し、又は不正な行為の恐れがあることを認めた場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

(栽培責任者の役割)

第12 栽培責任者の役割は、以下のとおりとする。

- (1) エコ農産物の栽培ほ場が特定できるよう、看板を設置すること
- (2) 生産計画を作成し、又はとりまとめること
- (3) 生産記録を作成し、又はとりまとめること
- (4) 出荷・販売・認証マーク使用記録を作成し、又はとりまとめること
- (5) 認証マークを適正に管理すること
- (6) 生産計画、生産記録及び出荷・販売・認証マーク使用記録を3年間保存すること
- (7) 大阪府認証エコ農産物自己点検シートにより、申請時及び実績報告時に自らの経営について点検し、その改善に取り組むこと
- (8) 認証事業について定められている事項及び関連法規を自ら遵守し、集団でエコ農産物の生産を行うときは、栽培者に遵守を徹底させること

附 則

この細則は平成13年12月10日から施行する。

この細則は平成14年12月9日から施行する。

この細則は平成15年11月19日から施行する。

この細則は平成16年6月14日から施行する。

この細則は平成16年10月15日から施行する。

この細則は平成17年5月18日から施行する。

この細則は平成18年10月27日から施行する。

この細則は平成19年6月11日から施行する。

この細則は平成21年4月16日から施行する。

この細則は平成24年2月1日から施行する。

この細則は平成25年2月28日から施行する。

この細則は平成25年5月29日から施行する。

この細則は平成25年9月24日から施行する。

この細則は平成26年6月3日から施行する。

この細則は平成26年9月18日から施行する。

この細則は平成28年11月17日から施行する。

この細則は平成29年7月31日から施行する。

この細則は平成29年12月19日から施行する。

この細則は平成30年6月4日から施行する。

この細則は平成30年12月3日から施行する。

この細則は令和元年5月21日から施行する。

この細則は令和2年12月17日から施行する。



この細則は令和 3年 4月 1日から施行する。

この細則は令和 4年 5月 23日から施行する。